市は、広報はなまきを始めホームページやSNS(ソーシャルネット ワークサービス)、コミュニティFMなどを通して情報を発信していま

ここでは市の情報発信手段を紹介します。さまざまな媒体がありま すので、ぜひご活用ください。

【問い合わせ】本庁秘書政策課(☎24-2111内線440)

■広報紙

広報はなまき…毎月1日・15日発行(1月は15 日号のみ)

■市の情報を発信している媒体

…地域に根差した身近な情報や、緊急時・災害 時の情報を発信。市が提供している情報番組 は「くらしのQ&A」「こちら市役所情報局」 「市役所かわら版」など10番組

※詳しい番組表はエフエムワンのホームページ [http://fm-one.net]をご覧ください ▷有線放送(東和地域のみ)

▷ケーブルテレビ

■その他

○市政懇談会…コミュニティ地区を単位に、市長 または副市長が伺い、地区が抱える課題などに ついて懇談(一部地区はワークショップ形式で 実施)。その場を通して市の取り組みを説明

■花巻市の情報サイト・アコリ

名称	内容	URL・QRコード
花巻市ホームページ	市のお知らせを随時更新しています。最新の情報は「新着情報」に、重要なお知らせは「トピックス」に掲載。ほかにも「イベント・行事」などさまざまな分野を掲載しています。	https://www.city.hanamaki.iwate. jp
花巻市公式フェイスブッ ク	ホームページに掲載された新着情報のほか、災害情報、イベント情報などを掲載しています。	https://www.facebook.com/city. hanamaki/
花巻市公式ツイッター	ホームページに掲載された新着情報のほか、災害情報、イベント情報などを140文字以内で掲載しています。	https://twitter.com/city_hanamaki
マチイロ	スマートフォン・タブレット端末向け無料アプリです。市ホームページにアクセスすることなく、簡単な操作で「広報はなまき」や「花日和」(花巻の情報誌)を読むことができます。 ※右記QRコードからダウンロードできます	
		〔iOS端末〕〔アンドロイド端末〕
花巻みんなの情報サイト はなまきナビ!	インターネット上から、市内の公共施設(文化施設やスポーツ施設)の予約や、市内で開催されるイベント情報の閲覧・掲載ができるウェブサイトです。	http://hanamakinavi.jp/
いいトコ花巻	花巻の移住・定住に関するウェブサイトです。「空き家バンク」や移住の支援情報などを掲載しています。	http://www.iitoko-hanamaki.jp/
まきまき花巻	花巻市民や花巻市出身者、花巻を好きな人などが市民ライターとなり、それぞれが見つけた花巻市の魅力や取り組みを発信するシティプロモーションウェブサイトです。	http://makimaki-hanamaki.com
2012(C) ASUKOE Partners, Inc.	子育て世帯向けに、妊娠や出産、子育てに関する情報などを発信する子育て応援ウェブサイトです。スマートフォン・タブレット端末向け無料アプリ「子育てタウン」も利用できます。 ※右記QRコードからダウンロードできます	▷ママフレWEB http://hanamaki-city.mamafre.jp ▷ママフレアプリ「子育てタウン」 「iOS端末」 「アンドロイド端末)

5月は消費者月間



毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する 啓発や教育などを行う「消費者月間」です。

悪質商法や特殊詐欺について、日ごろから対処のポイントを学んでお き、被害を未然に防ぐことが大切です。

事例 還付金詐欺に注意

自宅に市役所職員を名乗る人物から電話 があり「還付金があるが手続きされていな い」と言われた。スーパーのATMへ行き電 話するよう指示され、言われるがままにAT Mを操作した。後日、通帳を記帳し、100万円 を振り込んでいることに気が付いた。

ワンポイントアドバイス

還付金がATMで支払われることはありま せん。携帯電話を持ってATMに行くよう指 示されたら詐欺を疑いましょう。

込み、言葉 相談がぬ 口たがり り付けたり、高額な契約 架空請求詐欺、還付金詐欺 悪質商法と同様にオレ せ 巧 しようとするも 言葉巧みに不 妙化·多様化 が多 巧みに不要なものなべの不安、孤独感には 悪質商 して 法は、 \mathcal{O} 才 、ます。 健 レ など 康 け間

日 られて 民 々さまざまな人から 活 います 談 セ ン 相タ 談 がに

> を請 相談も増えてい 求する「ワンクリッ 」などと表示させ、 欺に ま 9 ・ます ンの O画面に「登 ク詐欺」の ソ も寄 な 料登コ金録ン

ごく身近にあります悪質商法・特殊詐欺は

講座」を行っています。未然に防ぐため、具体に法を分かりやすく説明 民 分かりやすく説明する「出前に防ぐため、具体例や対処方に防ぐため、具体例や対処方質商法や特殊詐欺の被害を 生活総合 相談セ ン タ

前方を

相談・出前講座の申し込みはこちらへ 市民生活総合相談センター

電話 24-2111(内線259・459・460・461)

相談日 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分~午後5時15分

※来所時間により、後日の対応となる

ど前までの来所をお勧めします

場合があります。終了時間の30分ほ

で

ひご活用ください。出前講座の開催は無料です。

前 講座を活用 b ま

ょ

う

は家族や そう大切となって の人との な金銭を要求する不 は一 ŋ 情報共有と見守り Ó 人で対応せず 審な電 ます。 家族費

高額 や郵

声に出して練習しよう!

として、さらに被害が大きくな

ます。また、

. 自分 一

へで解決

しよう

静に判断できなく

☞できなくなる場合がありざ自分のことになると冷

「私はだまされ

ない」と思

9

て

●効果的な断りの言葉

がやい周

9

り

者自

身

0

自

被害に

遭わ

日覚だけではなく、通わないためにも、

しま

った例も

あります

「買いません」 「必要ありません」 「今後、勧誘(電話)は二度と しないでください」 「お帰りください」

※相手に「勧誘しても時間の 無駄」と思わせることがポ イントです

●してはいけない断り方

「いいです」「結構です」 ※承諾したと都合よく解釈 されます

「考えておきます」

※なぜ今決められないのかと、 さらに契約を迫られます

「忙しいのでまた今度」 ※その後もしつこく勧誘を受 けてしまいます

場 所 市役所本庁(新館1階)

3 2017(H29).5.1 広報はなまき No.261 2